東北学院震災復興対策委員会(第12回)次第

日時:平成23年7月20日(水)常務理事会終了後

場所:土樋キャンパス1号館6階会議室

委員:平河内理事長(委員長)・星宮学院長(副委員長)宮城総務担当常任理事

関谷財務担当常任理事・柴田人事担当常任理事・高橋法人事務局長・斎藤学務担当副学長 高木法学部長・永井中学校・高等学校長・久能榴ケ岡高等学校長・日野総務部長・高橋財 務部長・佐々木施設部長・佐藤庶務部長・斎藤庶務課長・若生人事課長・駒板財務課長

陪席:那須監事

黙祷 委員長 平河内 健治

劦	議事	項																						^	ページ
	1,	前回議事録確	[認・			٠	•						٠					٠			•	•	٠	•	1~2
	2,	法務研究科・	法学研	开究	科学	生	^(の	「図	書力	_	ド」	寄	贈	2-) ()	T	•		•	•		•	• ;	3
	3,	ACUCA から	貴学	への	復興	支	援金	金i	送付	につ	ζ),	T .		٠			•	•	×	٠		٠	•	• 4	4
	4、	東日本大震災	被災	学生	にす	けす	る	效法	斉措	置に	関	する	規	程			•	•		٠		•	•	• ($5\sim 6$
	5,	東北学院大学	東日本	大才	震災	緊	急)	学金	規程															7~8
	6,	東日本大震災	被災症	皆入	学眠	特	待	生儿	こ関	する	規和	程(多	동)					•					•		9~13

第11回 東北学院震災復興対策委員会議事録

日 時:平成23年7月6日(水) 14:40~15:45

場 所:1号館6階会議室

出席委員:平河内健治 星宮 望 宮城光信 関谷 登 柴田良孝 齋藤 誠 髙木龍一郎

永井英司 湯本良次 高橋清昭、佐藤範明 高橋秀悦 日野 哲 佐々木文彦

斎藤英夫 若生克義 駒板高明

以上 17 名

陪 席:那須和良(監事)欠席

協議事項

1. 前回第10回議事録確認 委員会終了時までに確認いただき、承認された。

2. 震災復興関連のシンポジュウム開催について(お願い)

説明:高橋財務部長 資料に基づき、経営学部にて震災復興関連シンポジュウム 「震災下の企業経営-宮城の観光業と製造業の危機管理と復興を考える-」を開催することについての説明があり、予算措置することが承認された。

3. 被災学生への聖書寄贈について

説明:日野総務部長 日本聖書協会より、東北学院大学の被災学生を対象に小型版旧新約聖書 360 冊の寄贈があったとの報告があり了承された。なお、学生部と宗教部において配付方法等について検討する。

4. 主たる家計維持者が所有する自宅家屋に借家、アパートは含まれるか? 説明: 齋藤学務担当副学長 資料に基づき以下の説明があった。市区町村にあっては、持ち家、借家、アパートの区別なく罹災照明を発行している。東北学院の授業料減免及び緊急給付奨学金制度にあっても「両者を区別する必要があるのか。」との質問が学生課に寄せられている。個人資産の減少、消滅に対して、授業料減免、奨学金の給付を考えていたが、借家、アパートであっても規模こそ違うが、個人資産の減少、消滅にあたることから、授業料減免制度及び緊急給付奨学金制度双方について、「主たる家計維持者の居住する借家・アパート」が「全壊あるいは大規模半壊」の場合は、「主たる家計維持者の所有する自宅家屋」が「半壊」と同様の扱いをすることとした。

- 5.「中学校・高等学校東日本大震災の被災学生に対する救済措置に関する規程」及び「榴ケ岡高等学校東日本大震災の被災学生に対する救済措置に関する規程」の一部改正について 説明:永井中学校・高等学校長及び久能榴ケ岡高等学校長 資料に基づき平成 24 年度入試 において、罹災された受験生の入学検定料を全額免除するとの規程の改正が原案のとおり承認された。
- 6. 仙台市からの学校備蓄用物資の提供について(東北学院中学校・高等学校・榴ケ岡高等学校) 説明:永井中学校・高等学校長及び久能榴ケ岡高等学校長 資料に基づき、仙台市経済局より、備蓄用物資が別紙のとおり中学校・高等学校及び榴ケ岡高等学校に配送されたと報告があり了承された。

7. 義援金 (私学ボランティア基金) による東日本大震災被災校への災害見舞金 (東北学院中学校・高等学校及び東北学院榴ケ岡高等学校)

説明:永井中学校・高等学校長及び久能榴ケ岡高等学校長 資料に基づき、私立中学校高学校連合会より災害見舞金の確定通知が届いたとの説明があり了承された。なお、災害見舞金は中学校・高等学校50万円 榴ケ岡高等学校30万円となった。

8. 東日本大震災に関する東北学院の記録作成について(資料なし)

説明:柴田総務担当副学長 方向性については了承されたが、宮城理事、大学両副学長及び総務部長で原案を作成することとなった。

以上

東北学院大学学長 星宮 望 先生

法務研究科長 梅津昭



ご報告

法務研究科・法学研究科学生への「図書カード」寄贈について

この度、株式会社有斐閣様および株式会社弘文堂様より、東日本大震災で被災した法務研究科(法科大学院)ならびに法学研究科の学生のために「図書カード」を寄贈したい旨の申し出がありました。かかる申し出は、5月17日に有斐閣社長 江草貞治 様が法務研究科長を訪ねて来られ被災状況等の会談の中で具体的な支援を行いたいとの意向に沿ったものでした(その後の主なやり取りは、別紙メールのとおりです)。

そして、昨日(7月14日)、江草 様、有斐閣『法学教室』編集長 渡辺真紀 様、弘文 堂社長 鯉渕友南 様が来学され、学長、学務担当副学長、法務研究科長ならびに法務研 究科専攻主任がお出迎え、感謝を申し上げて、法科大学院学生を代表し法務研究科 2 年次 学生 2 名が謹んで寄贈の品をお受けいたしました。

上記の申し出の際に、在学学生等の員数の問い合わせを頂き、

- イ 法務研究科学生 46 名、研修生 58 名、
- 口 法学研究科学生9名

の合計 113 名との連絡を差し上げましたところ、額面 3000 円の「図書カード」120 枚を頂戴いたしました。従いまして、36 万円相当のご支援額となります。

また、有斐閣法律雑誌『法学教室』8月号(7月28日発行)において、震災後の法科大学院の対応に関する記事を掲載していただけることになっております。

以上、ご報告いたします。



The Association of Christian Universities and Colleges in Asia

2011年7月11日

The Association of Chrstian Universities and Colleges in Asia (ACUCA) 日本加盟校東北学院大学 学長 星宮 望先生

ACUCA President

国際基督教大学学長 鈴木 典比古

食木皂比了

ACUCA から貴学への復興支援金送付について

3月11日に発生した東日本大震災によって被災されながらも、一歩一歩復興の歩みを 続ける貴学及び被災地の皆様に心より敬意を表します。

さて、ACUCA は 2009 年、ACUCA メンバー校の韓国・Keimyung 大学から 10,000 ドル、United Board for Christian Higher Education in Asia(UBCHEA)の Vice President, Dr. Betty McCann から 300 ドルを、自然災害の被害を受けたメンバー校支援のためにということでご寄付をいただいておりました。2011 年 4 月に台湾で行われた ACUCA Executive Committee (ExCo) Meeting において、この両者からのご寄付計 10,300 ドルを、貴学に寄付させていただくことを決定いたしました。

また、2011年11月のACUCA ExCo Meeting において、自然災害の被害を受けたインドネシアの被災校 4 校への寄付(各校 5,000 ドル)が決定しておりましたが、この内の1校、Sanata Dharma University より、この寄付金は東日本大震災で被害を受けた方々へ寄付してほしいとのお申し出を受け、2011年4月の ExCo Meeting で、Sanata Dharma分 5,000 ドルを貴学に寄付させていただくことを決定いたしました。

つきましては、上記計 15,300 ドルの寄付をお受けいただければ幸いです。 なお、送金にあたっては、ACUCA 会計幹事校の Hong Kong Baptist University より貴 学ご指定の下記口座に振り込ませていただきますのでご了承ください。また、振込まで 2 週間-1 カ月のお時間を見ていただければ幸いに存じます。

Bank Name: THE 77 BANK, LTD. (SWIFT ADDRESS: BOSSJPJT)

Branch Name: HEAD OFFICE

Branch Address: 3-3-20 CHUO, AOBA-KU, SENDAI, MIYAGI, JAPAN

Beneficiary's A/C Number: 100-5825539 Beneficiary's Name: TOHOKU GAKUIN

Beneficiary's Address: 1-3-1 TSUCHITOI AOBA-KU SENDAI MIYAGI JAPAN

貴学の1日も早い復興をACUCA加盟校一同心よりお祈りしております。

東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程

- 第1条 東北学院大学は、東日本大震災被災地(災害救助法適用地域に指定された地域) 出身で、被災の大きい本学学生(平成23年度入学生を含む)に対して臨時に次の救済措置をとる。
 - (1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明になった場合には、当該年度の授業料の全額を免除する。
 - (2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流失した場合は、授業料半期分 (1年生は後期分、2年生以上は前期分)を免除する。
 - (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した場合は、 授業料半期(1年生は後期分、2年生以上は前期分)の50%を減免する。
 - (4) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない場合は、授業料半期(1年生は後期分、2年生以上は前期分)の50%を減免する。
- 第2条 前条の対象となる者がすでに授業料を納入している場合は、地震被害特別奨学金としてそれぞれの相当額を給付する。
- 第3条 東北学院大学は、平成24年度入学試験において、東日本大震災被災地(災害救助法適用地域に指定された地域)出身で、以下のいずれかに該当する被災がある受験生については、入学検定料を全額免除する。
- (1) 主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明になった場合
- (2) 主たる家計維持者が負傷し、長期加療が必要になった場合
- (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊または流失した場合
- (4) 半壊、床上浸水または福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等に より、引き続き同家屋に居住することが困難と認められる場合
- 第4条 本規程は平成23年4月1日より施行し、平成24年3月31日に失効する。

附則

1. 第1条は、平成24年度入学予定者(ただし、平成24年3月31日までに入学手続

きを完了した者に限る。以下同じ。) に対しても適用する。

- 2. 平成24年度入学予定者で第1条第1項第1号に該当する者に対しては、入学後に前期分の授業料相当額を地震被害特別奨学金として給付し、後期分の授業料については免除とする。
- 3. 平成24年度入学予定者で第1条第1項第2号から第4号に該当する者に対しては、入 学後に後期分の授業料について減免する。
- 4. 第1条に定めるほか、「主たる家計維持者の居住する借家・アパート等」が「全壊、大規模半壊または流失」の場合は、「主たる家計維持者の所有する自宅家屋」が「半壊」と同様の扱いをする。
- 5. 被災した学生が第1条に定める被災を理由に休学する場合には、休学期間の授業料を全額免除する。
- 6. 本規程において、罹災証明書の「大規模半壊」は「全壊」と看做して取り扱う。
- 7. 本規程において、「主たる家計維持者が所有する自宅家屋」には、「同居する家族が所有する家屋」をも含むものとする。

※2011.4.13 東北学院震災復興対策委員会、4.27 常務理事会承認

2011.4.27 東北学院震災復興対策委員会 取り扱い確認

2011.7.6 東北学院震災復興対策委員会 取り扱い確認

2011. 7. 20 常務理事会承認 取り扱い確認事項を規程の附則に入れることを承認

東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、「東北学院大学緊急給付奨学金規程」第1条ただし書きに基づき、 東日本大震災被災学生を対象とする東日本大震災緊急給付奨学金(以下「本奨学金」と いう。)に関して定める。

(対象)

- 第2条 本奨学金は、東日本大震災による被災が次のいずれかに該当する本学(大学院を含む。)学生で、経済的困窮により修学困難な状態にある者を対象として給付する。
 - (1) 主たる家計維持者が死亡または行方不明の者
 - (2) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊または流失した者
 - (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した者
 - (4) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できない者
 - (5) その他震災による直接的被害により、主たる家計維持者が、甚大な経済的損失を 受けた者

(併給)

- 第3条 前条の本奨学金対象者は、「東北学院大学緊急給付奨学金規程」および「東北学院大学給付奨学金規程」による奨学金に申請することはできない。ただし、その他の奨学金については申請および併給をさまたげない。
- 2 本奨学金は、「東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程」による授業料減免または受験料免除と併せて受給することができる。

(給付継続)

- 第4条 本奨学金は、平成23年度から平成26年度まで、各年度の申請により採択された者に給付される。ただし、第2条第5号に基づく申請の採択は200名を超えないものとする。
- 2 前年度に本奨学金の給付を受けた者は、継続して給付を申請することができる。ただし、給付の継続は、経済的困窮により修学困難な状態が継続していると判定された者にかぎり認められる。

(給付額)

第5条 本奨学金の給付額は次の通りとする。

- (1) 第2条第1号および第2号に該当する者 40万円
- (2) 第2条第1号および第3号に該当する者 30万円
- (3) 第2条第1号および第4号に該当する者 30万円
- (4) 第2条第1号に該当する者 25万円
- (5) 第2条第2号および第4号に該当する者 25万円

(6)	第2条第2号に該当する者	15万円
(7)	第2条第3号および第4号に該当する者	15 万円
(8)	第2条第3号に該当する者	8万円
(9)	第2条第4号に該当する者	8万円
(10)	第2条第5号に該当する者	10万円

(申請時期)

第6条 本奨学金の申請は、本学が指定した期間に行わなければならない。

(申請書類)

- 第7条 本奨学金を申請する者は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 奨学金申請書(本学所定)
 - (2) り災証明書
 - (3) その他本学が必要に応じて求める書類

(採否)

- 第8条 本奨学金の申請の採否は、「東北学院大学奨学金運営委員会(以下「運営委員会」 という。)」が決定する。ただし、運営委員会委員長は、その決定を全学教授会および 理事会に報告しなければならない。
- 2 運営委員会委員長は、前項の採否決定の後ただちに、申請者に対してその結果を通知しなければならない。

(給付)

第9条 本奨学金は、申請採択の決定の後、速やかに給付される。ただし、納入すべき学納金への充当が優先される。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、震災復興対策委員会の発議により理事会が行い、全学教授会に報告する。

附 則

- 1. この規程は、平成 23 (2011) 4月1日より施行し、平成 27 (2015) 年3月31日を もって廃止する。
- 2. 第2条に定めるほか、主たる家計維持者の居住する借家、アパート等が全壊、大規模半壊または流失した場合は、主たる家計維持者の所有する自宅家屋が半壊した者と同様の扱いをする。

東日本大震災被災受験生への経済的支援策(案)

学務担当副学長 斎藤 誠

1. 目的

東日本大震災で甚大な被災をした受験生に大学で学ぶ機会を拡大し、特に優秀な被災 受験生が本学を受験・入学することを促進する。

2. 対象受験生

すでに決めている受験料免除措置に該当する受験生。→ 受験生にとっても 事務処理上もわかりやすい

3. 支援の内容

基本的考え方:入学時特待生制度を利用するが、給付奨学金の額を通常の入学時特待生(授業料の半額相当)より多くし、授業料全額相当とする。

1

本学の一般入試前期日程で、「入学時特待生」に相当する成績を収めた者は、1年次学納金のうち授業料全額分の奨学金を給付する。また、2年次以降は、成績が「優等生」に相当する場合は、授業料全額分の奨学金給付を継続する。

※ 通常の入学時特待生の奨学金は授業料半額相当

4. 入学時特待生の定員との関係

いくつかの考え方がありうる。

- (1) 入学時特待生の定員を変えず、候補者の出し方も変えない。
- (2) 入学時特待生の定員を変えないが、候補者を少し多く出し、結果として採用者が少し(10人程度?)増えることを認める。
- (3) 入学時特待生の定員とは別にこの制度のための定員(25 人程度?)を設ける。 ただし、候補者は定員どおりにしか出さない。
- (4) 入学時特待生の定員とは別にこの制度のための定員(25 人程度?)を設ける。 候補者は、定員よりやや多めに(30 名程度)出す。
- (3) を基本としつつ、実際の成績をみたうえで(4) の対応ができるように しておきたい。

5. 授業料減免措置、震災緊急給付奨学金との関係

- (1) 授業料減免措置とは併給可
- (2) 緊急給付奨学金とは併給不可

7. 実施年度

平成 24 年度あるいは平成 24 年度及び平成 25 年度入学生

1

とりあえずは平成24年度として、それ以降については実施状況をみたうえで 決めたい。(=被災者に限定しない新しい入学時特待生制度の工夫が必要である。)

6. 必要経費

	被災入学時特待生	特待生継続	合計
平成24年度	25名 (1,800万円)		1,800 万円
平成25年度		10名 (720万円)	720 万円
平成26年度		5名(360万円)	360万円
平成 27 年度		3名(216万円)	216 万円
			3,096万円

(以上)

<参考>

被災学生への経済支援の概要

※ 表中の数字は給付・免除額(単位は万円)

学		丰		1年次		2年次以降					
被		年	入学時特	被災入学	授業料減	震災給付	入特延長	被災特待	震災給付		
災		度	待生	時特待生	免措置	奨学金	・特待生	生延長	奨学金		
免	特	H23	36		18-72	8-40	(36)		8-40		
除	待	H24		72	18-72			(72) or	8-40		
該	_	H23			18-72	8-40	[36]		8-40		
当	般	H24			18-72	8-40	[36]		8-40		
そ	特	H23	36			10	(36)		10		
の	待	H24	36			10	(36)		10		
他	-	H23				10	[36]		10		
	般	H24				10	[36]		10		

- 注) 1. 「被災」の「免除該当」は、被災が受験料免除に該当することを示す。
 - 2. 72万円は授業料全額相当、36万円は授業料半額相当を示す。
 - 3. 18-72 万円は、授業料全額 (72 万円)、半額 (36 万円)、1/4 (18 万円) のいずれかを示す。
 - 4. 8-40 万円は、40 万円、30 万円、25 万円、15 万円、8 万円のいずれかを示す。
 - 5. (36)、(72) は優等生相当の成績で、【36】は特待生で支給される奨学金額を示す。

東日本大震災被災者入学時特待生に関する規程 (案)

制定 平成23年8月3日 常務理事会承認

(目的)

- 第1条 この規程は、東北学院大学入学者のうち東日本大震災による被災者を対象とする 入学時特待生(以下「被災者入学時特待生」という。)に関して定める。 (対象)
- 第2条 被災者入学時特待生は、入学試験前期日程全学部型または学科分割型において特に優秀な成績を収めた入学者のうち、東日本大震災による被災が次のいずれかに該当する者から選考される。
 - (1) 主たる家計維持者が死亡もしくは行方不明となった。
 - (2) 主たる家計維持者が負傷し、長期加療が必要となった。
 - (3) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が全壊、大規模半壊または流失した。
 - (4) 主たる家計維持者が居住する借家、アパート等が全壊、大規模半壊または流失した。
 - (5) 主たる家計維持者が所有する自宅家屋が半壊または津波により床上浸水した。
 - (6) 主たる家計維持者が、福島原子力発電所の事故に伴う避難指示または避難勧告 等により、所有する自宅家屋を長期にわたって使用できなくなった。

(定員)

- 第3条 被災者入学時特待生の定員は、「入学時特待生に関する規程」及び「入学時特待 生選考計画」に定める入学時特待生と同数とする。 (奨学金)
- 第4条 被災者入学時特待生には、当該年度授業料相当額の奨学金が給付される。
- 2 被災者入学時特待生には、入学後の学業成績が「特待生及び優等生に関する規程」第 2条第2項に定める優等生の基準を満たしているかぎり、2年次以降も当該年度に納入 すべき授業料相当額の奨学金が継続して給付される。 (併給)
- 第5条 被災者入学時特待生は、「入学時特待生に関する規程」による入学時特待生となることができない。
- 2 被災者入学時特待生は、その奨学金を受給する年度において、「東北学院大学緊急給付奨学金規程」、「東北学院大学給付奨学金規程」及び「東北学院大学東日本大震災緊急給付奨学金規程」による奨学金に申請することはできない。ただし、その他の奨学金については申請および併給をさまたげない。
- 3 被災者入学時特待生は、その奨学金の受給と併せて、「東日本大震災被災学生に対する救済措置に関する規程」による授業料減免の措置を受けることができる。 (期間)
- 第6条 被災者入学時特待生の選考と奨学金の給付は、平成24年度入学者について実施する。ただし、第3条第2項に基づく奨学金給付の継続は、平成27年度まで実施する。

(選考)

第7条 被災者入学時特待生は、当該学部学科と学生部の協議に基づき当該学部学科または学生部が候補者を選考し、候補者の入学意思を確認の後、全学教授会が決定する。候補者の選考方法は、「入学時特待生選考計画」を準用する。 (改廃)

第8条 この規程の改廃は、震災復興対策委員会の発議により理事会が行い、全学教授 会に報告する。

附 則

この規程は、平成23 (2011) 8月1日から施行し、平成27 (2015) 年3月31日をもって 廃止する。 東北学院大学学長 星宮 望 様

> 東北学院大学 学生部長 辻 秀人

東日本大震災時の避難所運営に携わった学生へ対しての感謝の会実施について(お願い)

日頃より学生部の活動にご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、本学でも甚大な被害を受けましたが、校内に居た学生においては一人も負傷者を出すことなく避難することができました。これは、大学としての対応が出来たことによるものではありますが、学生によるサポートも大きな力となったことは言うまでもありません。特に総合役員会の各団体のメンバーにおいては、本学臨時避難所の準備・運営・片付け、学生の安否確認、ライフラインや他の避難所についての情報収集、避難者のサポート等、積極的かつ献身的に行動してくれました。

そこでこの度学生部では、ささやかではありますが感謝の会を実施し、震災時に尽力してくれた学生諸君の労をねぎらいたいと考えております。

つきましては、北海学園大学学生部から頂いた見舞金を使用し、会の運営費(学生分の会費補助)にいたしたく、支出くださいますようお願いいたします。

記

●「感謝の会」について(予定)

日時: 平成 23 年 7 月 29 日(金) 19:00~

場所:○△□

参加学生数 (予定): 20 名程度 一人あたりの費用: 3000 円

※学生部職員の会費については各自で支払うことにしております。

以上